

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

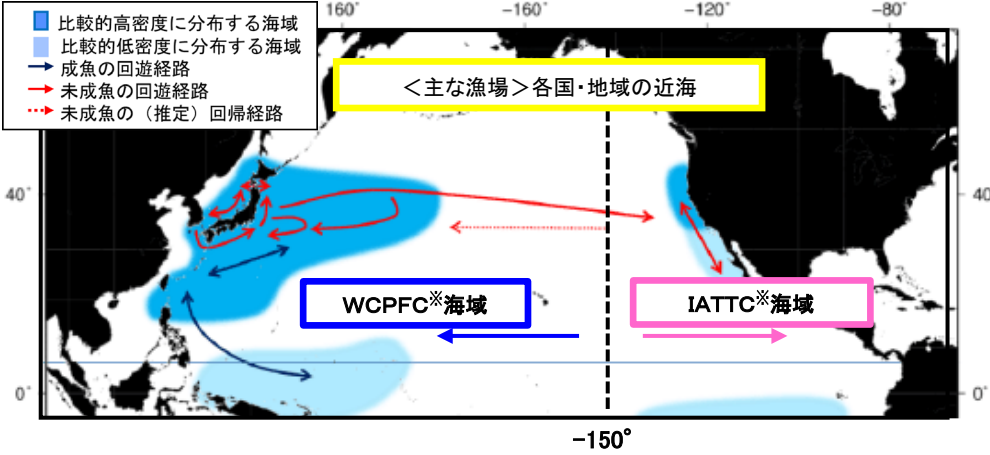
水産庁加工流通課
水産流通適正化推進室
令和7年8月

1 改正の背景等

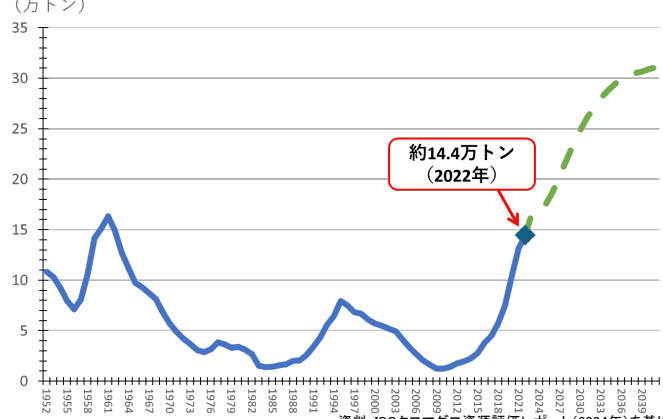
1. 改正の背景等①

- 太平洋クロマグロは、資源回復のため、WCPFCにおいて漁獲枠による管理が実施されている。全国の漁業者による資源管理の取組等により、資源は回復基調にあるが、資源の確実な回復維持を図るためにも、引き続き厳格な資源管理を行う必要

○国際的な資源管理



○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測 (現行措置を継続した場合)



WCPFCで決定された措置

- 【漁獲上限】
小型魚 (30キロ未満): 2015年から漁獲量を2002-04年平均水準から半減 (日本: 8,015トン→4,007トン)
大型魚 (30キロ以上): 2017年から漁獲量を2002-04年平均水準に制限 (日本: 4,882トン)
2022年から漁獲量を2002-04年平均水準の115 %に制限 (日本: 5,614トン)
- 【その他合意内容】
○当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰り越し可能(時限措置)
○小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置について、小型魚漁獲上限について、10%まで(2024年は30%まで)大型魚へ振り替え可能(時限措置)

WCPFC「第21回年次会合」の結果(2024年12月)

- 【漁獲上限】
小型魚 (30キロ未満): (日本: 4,007トン→4,407トン)
大型魚 (30キロ以上): (日本: 5,614トン→8,421トン)
- 【その他合意内容】
○当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰り越すことができる規定を一般ルール化(年限なく適用)
○小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置について、適用上限を撤廃し、一般ルール化(年限なく適用)

(※)WCPFC: 中西部太平洋まぐろ類委員会
IATTC: 全米熱帯まぐろ類委員会

1. 改正の背景等②(不正事案の概要)

- 国際的に厳格な資源管理が行われている中、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生

知事管理区分における違法事案の発生

- ・ 令和4年8月 水産庁に通報のあった疑義情報を基に、所管の県が調査を行った結果、大量の太平洋クロマグロのTAC未報告漁獲があったと報告
- ・ その後、警察(当該県の県警)の捜査により、漁業法違反で産地仲買2社の社長、漁業者22名、水産関連会社1社が起訴。産地仲買2社の社長に対しては、懲役4月、執行猶予3年の有罪判決が確定。漁業者22名と水産関連会社1社に対しては、罰金10～20万円の略式命令

大臣管理区分における違法事案の発生

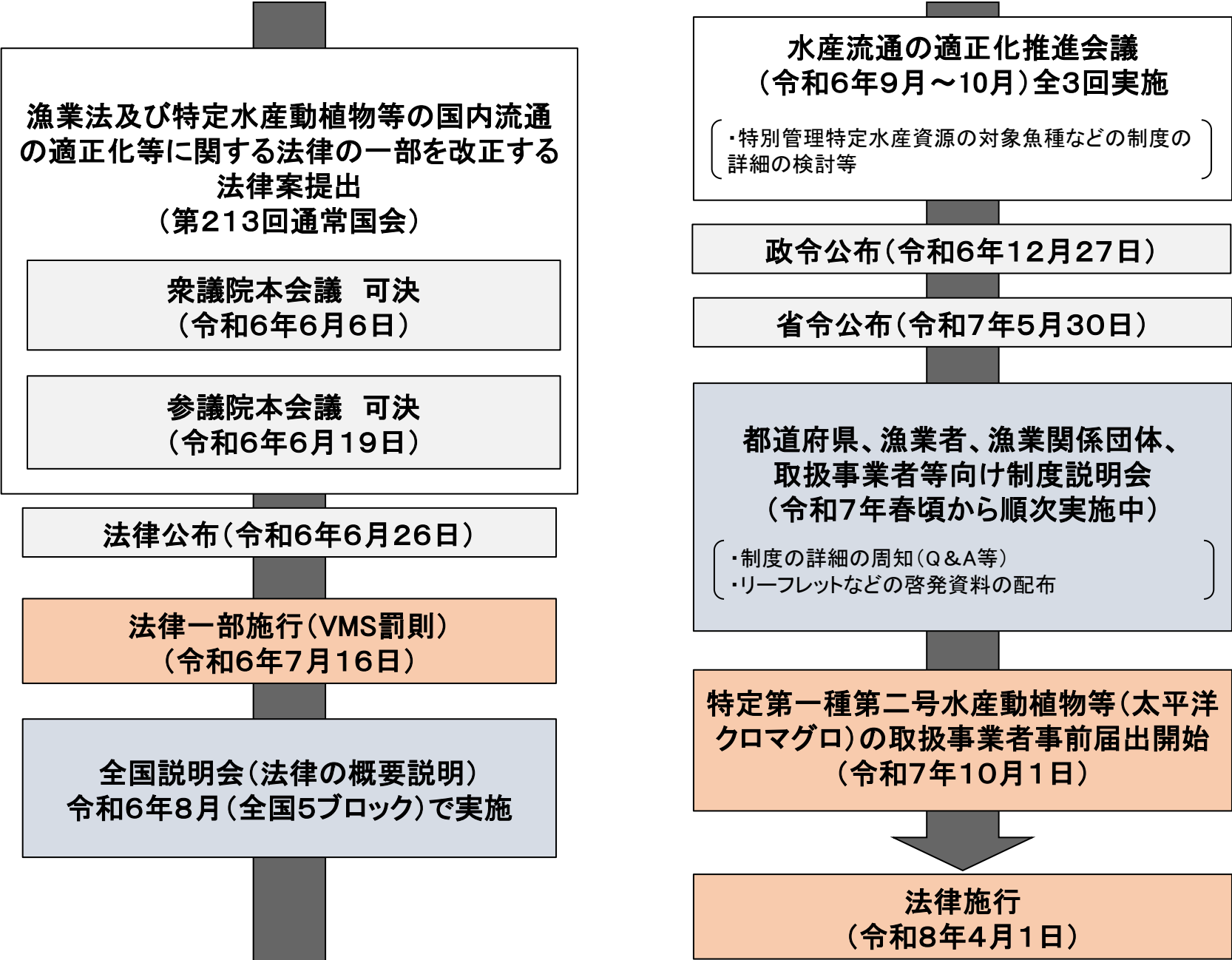
- ・ 令和6年9月 大臣許可漁船によるTAC未報告事案で海上保安庁が摘発

※ 一部改正法公布後の事案

➡ 個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置する必要

2 改正法の概要

2. 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法の経過と今後の予定等



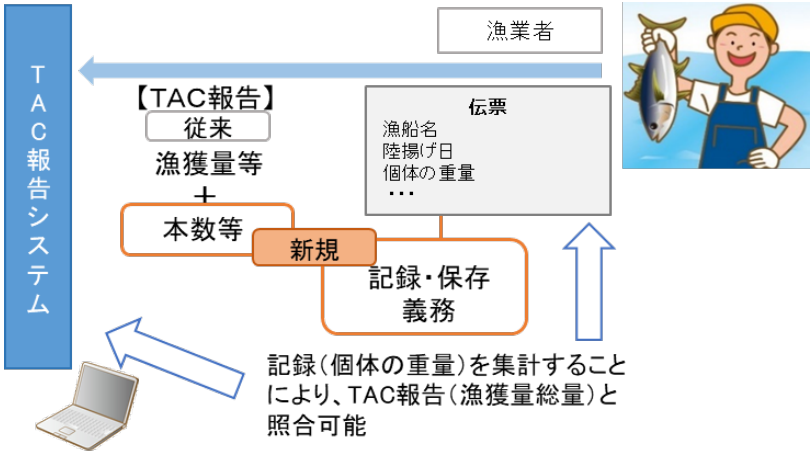
2. 法律の概要(漁業法の一部改正)

- 漁獲可能量(TAC)による資源管理を行う水産資源のうち、資源管理に関する国際的な枠組み等※を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源(特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)を指定。)について、管理を強化 ※個体の経済的価値が高いものについて、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して指定
- あわせて、違反操業を防止するため、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則を新設

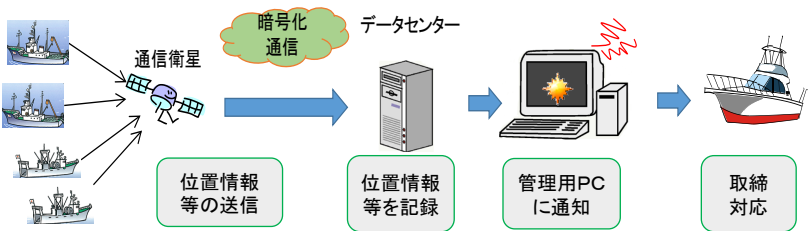
<具体的な措置>

- ① 特別管理特定水産資源について、以下の事項を措置
 - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加
 - ・ TAC報告を行う際に使っている情報(船舶等の名称、個体の重量等)の記録の保存を義務付け
 - ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げ【現行:6月以下の懲役、30万円以下の罰金 →改正後:1年以下の懲役、50万円以下の罰金】とともに、法人重科【1億円以下の罰金刑】の新設
 - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。
- ② 衛星船位測定送信機(VMS)の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設
※ この規定のみ公布の日から20日後(令和6年7月16日施行)

OTAC報告・記録義務のイメージ



○衛星船位測定送信機(Vessel Monitoring System:VMS)の運用イメージ



2. 法律の概要(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正)

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する特別管理特定水産資源等(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<具体的な措置>

① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。

・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)

・ 取引記録の作成・保存

・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

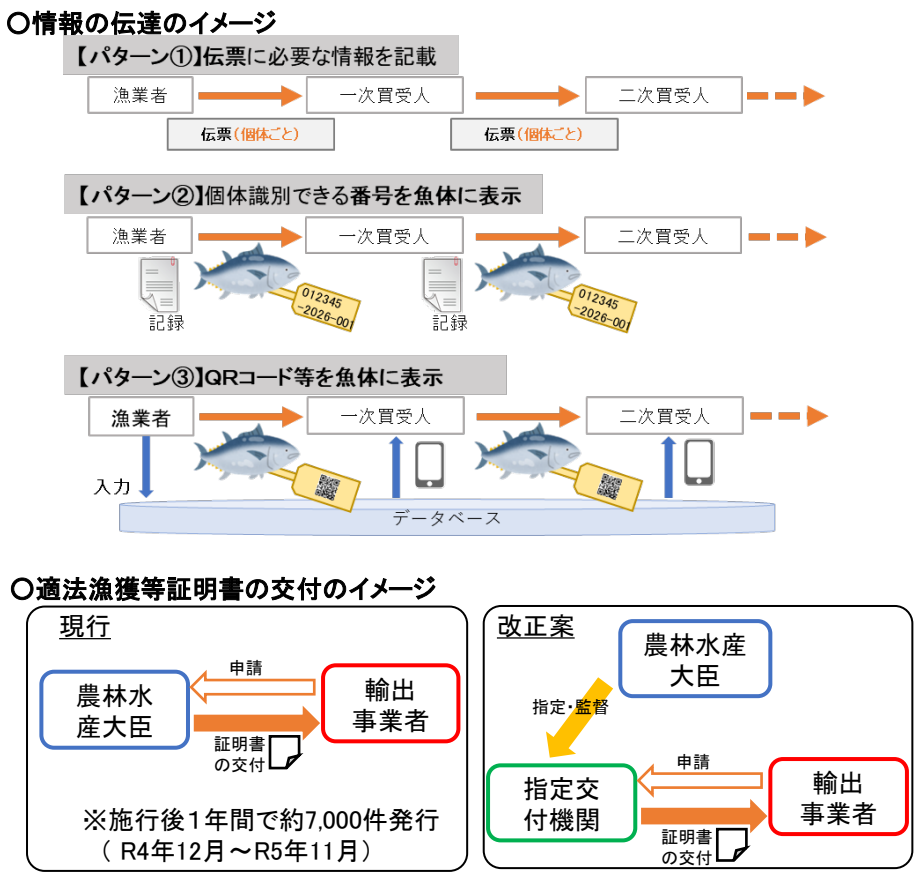
※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。

② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。

③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<改正法の施行期日>

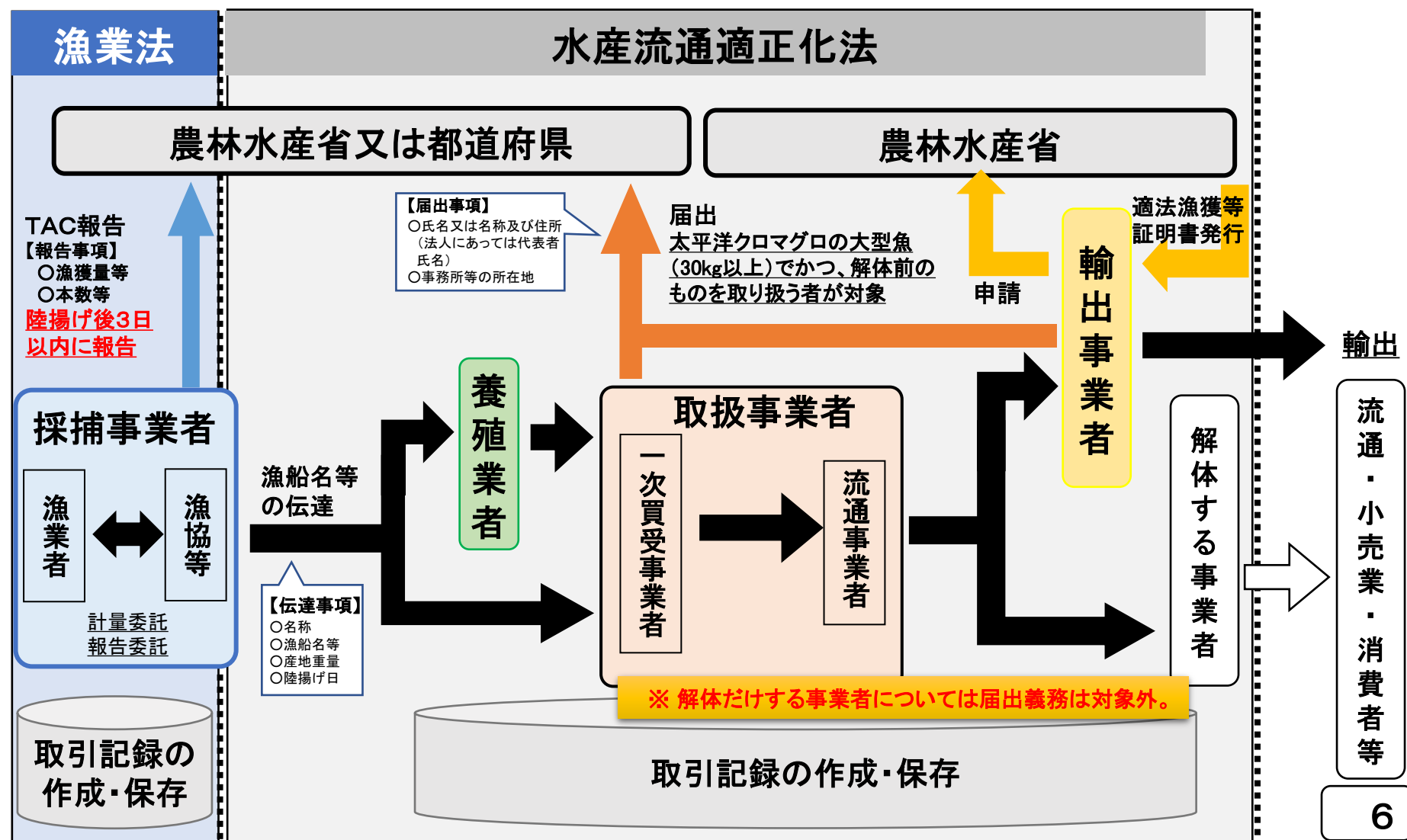
令和8年4月1日(特定第一種第二号水産動植物等の取扱事業者の事前届出等に係る規定については、令和7年10月1日)



3 制度の詳細 (国内流通関係)

3. 制度の概要(漁業法及び水産流通適正化法の一部改正)

資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められる「太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のもの」について、以下のとおり漁獲から流通までの管理を強化



3ー1. 制度の詳細(漁業者(採捕事業者)編)

対応していただくこと(法律で規定していること)

漁業法

太平洋クロマグロの大型魚
(30kg以上)については、

- ✓ 本数を報告
- ✓ 3日以内に報告
- ✓ 報告時の情報の記録の保存
(3年間)

※ 30kg未満の小型魚についてもこれまで
どおりTAC報告は必要

水産流通適正化法

届出

届出不要

(大臣許可、知事
許可、広調委承
認等により採捕
事業者を把握)

伝達・保存等

太平洋クロマグロの大
型魚(30kg以上)でか
つ、解体前のもの※の
取引時には、

- ✓ 名称、船舶等の名称、
個体の重量、陸揚げ日を
伝達(販売先へ)
- ✓ 取引記録の作成・保存
(3年間)

〔※ 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレス
が対象〕

3-1. 制度の詳細(漁業者(採捕事業者)編)【TAC報告】

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)を陸揚げした**採捕事業者**は、これまでの漁獲量等報告が次のように変わります。

	現 行	改正後
報告 期限	・IQ管理:陸揚げ後3日以内 ・総量管理:翌月10日まで	・陸揚げ後3日以内 (※採捕の実態を勘案し、3日以内が適当でない場合は都道府県資源管理方針等で別途定める期間)
報告 内容	「名称」、「漁獲量(総量)」、 「報告者の氏名等」、「管理区分」、 「陸揚げ日」、「その他の参考事項」	現行の報告内容に以下を追加 「本数」、「船舶等の名称」
記録の 保存	保存の義務なし	以下に関する記録を3年間保存 「名称」、「船舶等の名称」、 「個体ごとの重量」、「陸揚げ日」


情報の伝達

対応していただくこと(法律で規定していること)

水産流通適正化法

届出

☑ 太平洋クロマグロの大型魚
(30kg以上)でかつ、解体前のもの※1を販売する場合の届出※2

ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で届出済みの場合は不要

※1 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象
※2 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者についても届出が必要

伝達・保存等

太平洋クロマグロの大型魚
(30kg以上)でかつ、解体前のもの※1の取引時には、

- ☑ 名称、船舶等の名称、個体の重量、陸揚げ日※3を伝達(販売先へ)
- ☑ 取引記録の作成・保存※4(3年間)

※3 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者は輸入ものや養殖ものである旨等を伝達し、取引記録を作成・保存することが必要
※4 譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

3-1. 制度の詳細(流通事業者編)【届出】

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のものを取り扱う取扱事業者(採捕事業者や養殖業者を除く)は、届出が必要です。ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で既に届出済みの場合は不要です。

1 届出事項

- (1)氏名又は名称、住所
- (2)事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地

2 添付書類

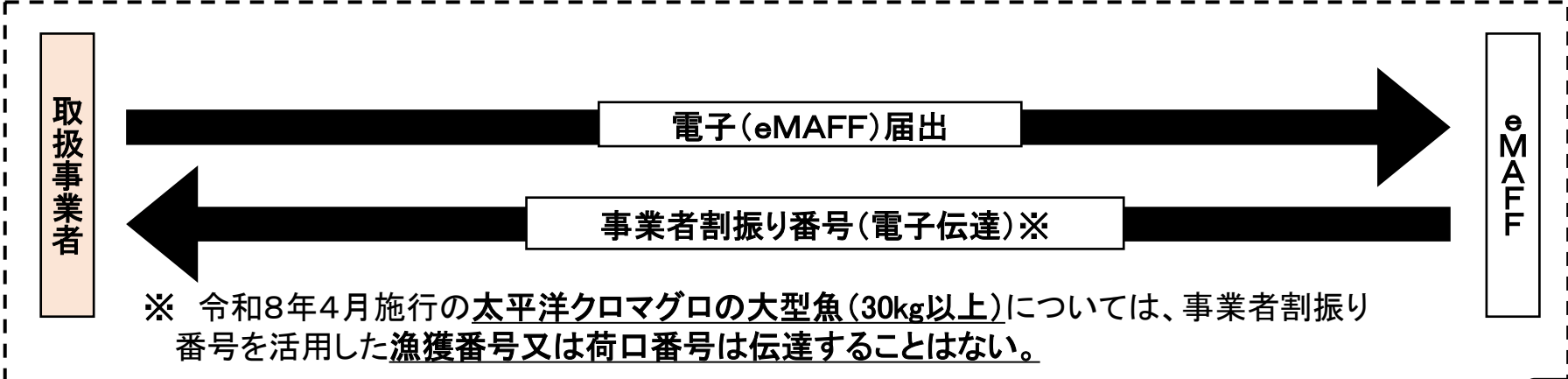
- (1)住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
- (2)代理人が届出を行う場合は、委任状等

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

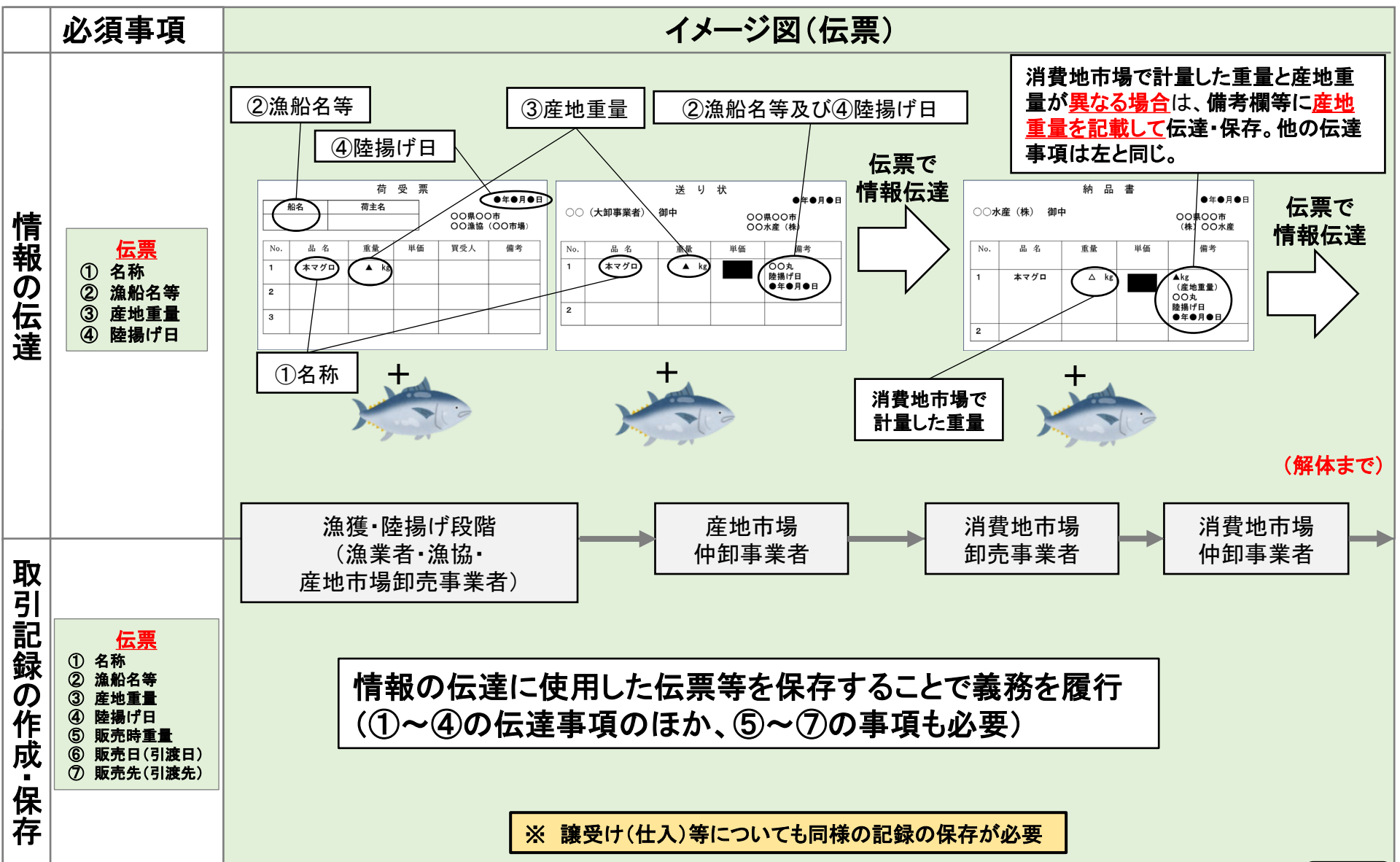
4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。



3ー1. 情報伝達と取引記録の作成・保存(天然クロマグロ)

I. 伝票の場合



※ 伝票類の名称については特段の規定はない。

3-1. 情報伝達と取引記録の作成・保存(天然クロマグロ)

II. タグ等の場合

情報の伝達

取引記録の作成・保存

必須事項

タグ等
・ タグ等番号

タグ等取付者
・ タグ等番号
① 名称
② 漁船名等
③ 産地重量
④ 陸揚げ日
⑤ 販売時重量
⑥ 販売日(引渡日)
⑦ 販売先(引渡先)

タグ等受取者
・ タグ等番号
① 名称
⑤ 販売時重量
⑥ 販売日(引渡日)
⑦ 販売先(引渡先)

イメージ図(タグ等)

問い合わせ等により確認可能な個体識別できる番号・記号、スマホ等で情報確認可能なQR番号等を記載(消えない方法)

No.	品名	重量	単位	備考
1	本マグロ	△ kg		01245-2026-001
2				

タグ等取付
漁獲・陸揚げ段階
(漁業者・漁協・産地市場卸売事業者)

タグ等番号

タグ等受取者
産地市場
仲卸事業者

消費地市場
卸売事業者

消費地市場
仲卸事業者

伝達事項であるタグ等番号のほか、①～⑦の事項が記載された伝票等を保存することで義務を履行

伝達事項であるタグ等番号のほか、①・⑤～⑦の事項が記載された伝票等を保存することで義務を履行

※ なお、タグを取り替える場合には、伝達されてきたタグ等番号と自身が取り付けたタグ等の番号の相互関係が明らかになるように伝票等を保存する必要がある。

※ 譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

3-1. 情報伝達と取引記録の作成・保存(天然クロマグロ)

Ⅲ. I とⅡ の併用の場合

情報の伝達

取引記録の作成・保存

- 必須事項**

伝票

 - ① 名称
 - ② 漁船名等
 - ③ 産地重量
 - ④ 陸揚げ日

タグ等

 - ・ タグ等番号
- 伝票**

 - ① 名称
 - ② 漁船名等
 - ③ 産地重量
 - ④ 陸揚げ日
 - ⑤ 販売時重量
 - ⑥ 販売日(引渡日)
 - ⑦ 販売先(引渡先)

タグ等取付者

 - ・ タグ等番号
 - ① 名称
 - ② 漁船名等
 - ③ 産地重量
 - ④ 陸揚げ日
 - ⑤ 販売時重量
 - ⑥ 販売日(引渡日)
 - ⑦ 販売先(引渡先)

イメージ図(伝票)

②漁船名等

④陸揚げ日

③産地重量

②漁船名等及び④陸揚げ日

No.	品名	重量	単価	買受人	備考
1	本マグロ	▲ kg			
2					
3					

①名称

No.	品名	重量	単価	備考
1	本マグロ	▲ kg		〇〇丸 陸揚げ日 ●年●月●日
2				

漁獲・陸揚げ段階
(漁業者・漁協・
産地市場卸売事業者)

産地市場
仲卸事業者

情報の伝達に使用した伝票等を保存することで
義務を履行。
(①～④の伝達事項のほか、⑤～⑦の事項も必要)

タグ等受取者

- ・ タグ等番号
- ① 名称
- ⑤ 販売時重量
- ⑥ 販売日(引渡日)
- ⑦ 販売先(引渡先)

イメージ図(タグ等)

水01

水01

タグ等取付

タグ等番号

魚体に添付した識別番号で情報伝達
(図ではラベルを使用)
(解体まで)

消費地市場
卸売事業者

消費地市場
仲卸事業者

タグ等取付者

伝達事項であるタグ等
番号のほか、①～⑦の
事項が記載された伝票
等を保存することで義
務を履行

タグ等受取者

伝達事項であるタグ等
番号のほか、①・⑤～⑦
の事項事項が記載され
た伝票等を保存するこ
とで義務を履行

※ なお、タグを取り替える場合には、
伝達されてきたタグ等番号と
自身が取付けたタグ等の番号の
相互関係が明らかになるよう
に伝票等を保存する必要がある。

※ 譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

※ 伝票類の名称については特段の規定はない。

情報伝達の運用の例

②漁船名等

③産地重量

④陸揚げ日

②漁船名等及び④陸揚げ日

荷受票

No.	品名	重量	単価	買受人	備考
1	本マグロ	▲ kg			仮
2					
3					

送り状

No.	品名	重量	単価	備考
1	本マグロ	▲ kg		〇〇丸 陸揚げ日 ●年●月●日
2				

+

<伝達事項>

- ① 名称
- ② 漁船名等
- ③ 産地重量
- ④ 陸揚げ日

次の販売先へ

請求書

〇〇様

No. 〇〇
●年●月●日
〇〇県〇〇市
〇〇漁業協同組合

取扱日	魚種	重量	販売日	単価	金額	摘要
●年●月●日	本マグロ	△ kg				
●年●月●日	本マグロ	△ kg		...	...	
		税抜金額	消費税	買上額		

会計事務上、電子出力された請求書等を発行する場合は、速やかに取引先に伝達

生鮮取引における課題

1 生鮮での取引

生鮮状態での多段階取引

2 物流と商流の時間差

正式な請求書等は事務員の作業後に発給

このため、まずは、
物流とともに送り状等で必要事項を伝達

この場合、必要事項を仮の伝票類(仕切り書等)で伝達すれば義務を履行したと判断できます。

一度に大量に消費地市場に送る場合の情報伝達の運用の例

産地段階



送 り 状					
〇〇（大卸事業者） 御中				●年●月●日	
				〇〇県〇〇市	
				〇〇水産（株）	
No.	品 名	個数	重量	単価	備考
1	本マグロ	15 本	合計 1,600kg		〇〇丸 陸揚げ日 ●年●月●日
2					

+

別添として、個体重量で個体を識別

(内訳)	
120 kg、100kg、110 kg、105kg、95kg、	
⋮	
⋮	
合計1,600kg（15本）	



消費地市場等へ



個体ごとの重量
は電子的に管理

商慣習上、これまで送り状等において、本数や重量の合計等を記載していることから、個体ごとに必要事項を列記することで、送り状が何枚にもなってしまような場合には、別添として個体重量を記載し伝達すれば個体識別が可能であるため、義務を履行したと判断できます。

対応していただくこと(法律で規定していること)

水産流通適正化法

養殖された太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のもの※の取引時には、

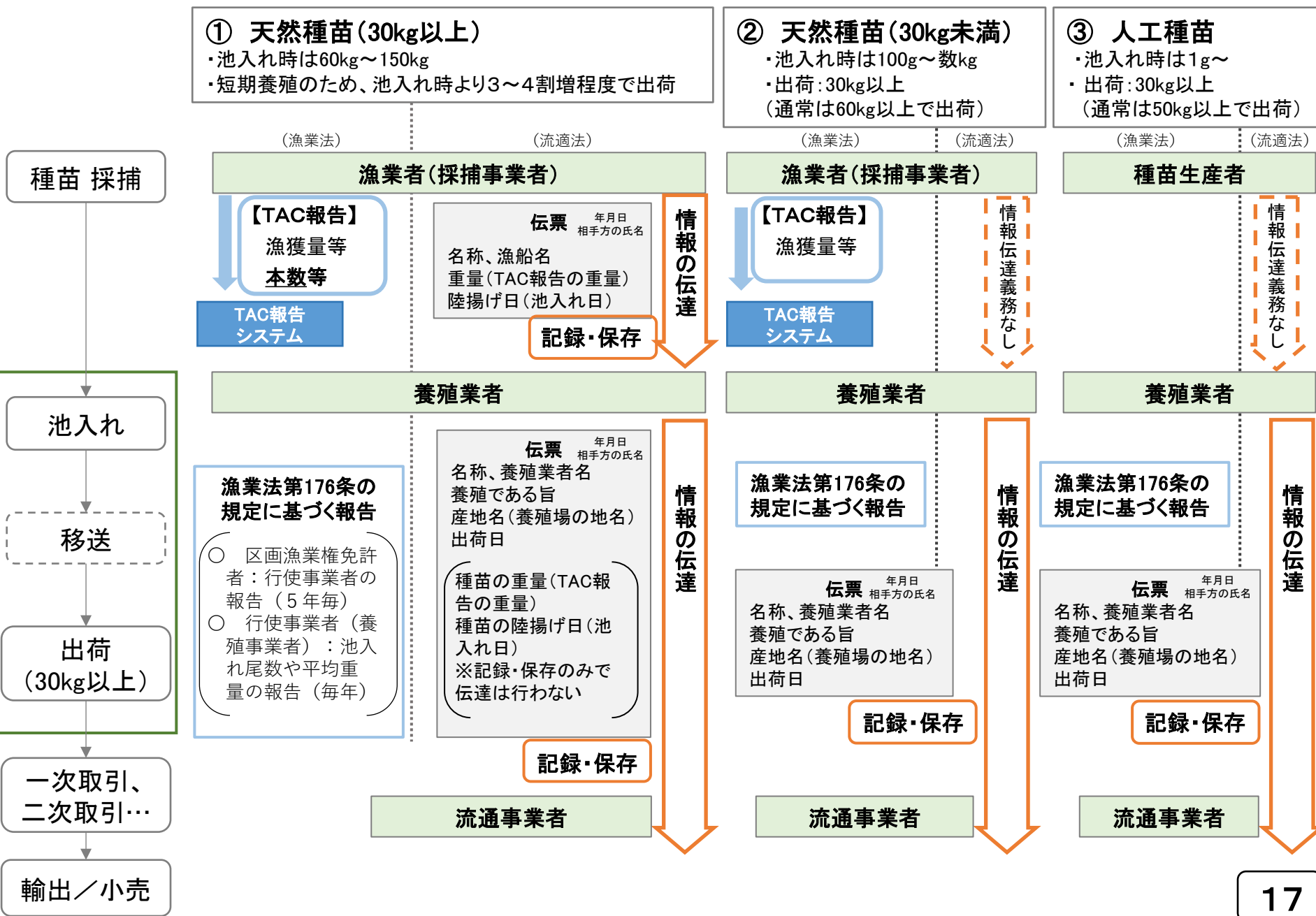
- ☑ 名称、養殖である旨、養殖業者名、産地名、出荷日を伝達(販売先へ)
- ☑ 取引記録の作成・保存(3年間)

(養殖された太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のもの※を
取り扱う流通事業者については、P10の届出が必要)

養殖業者については、届出は不要

※ 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象

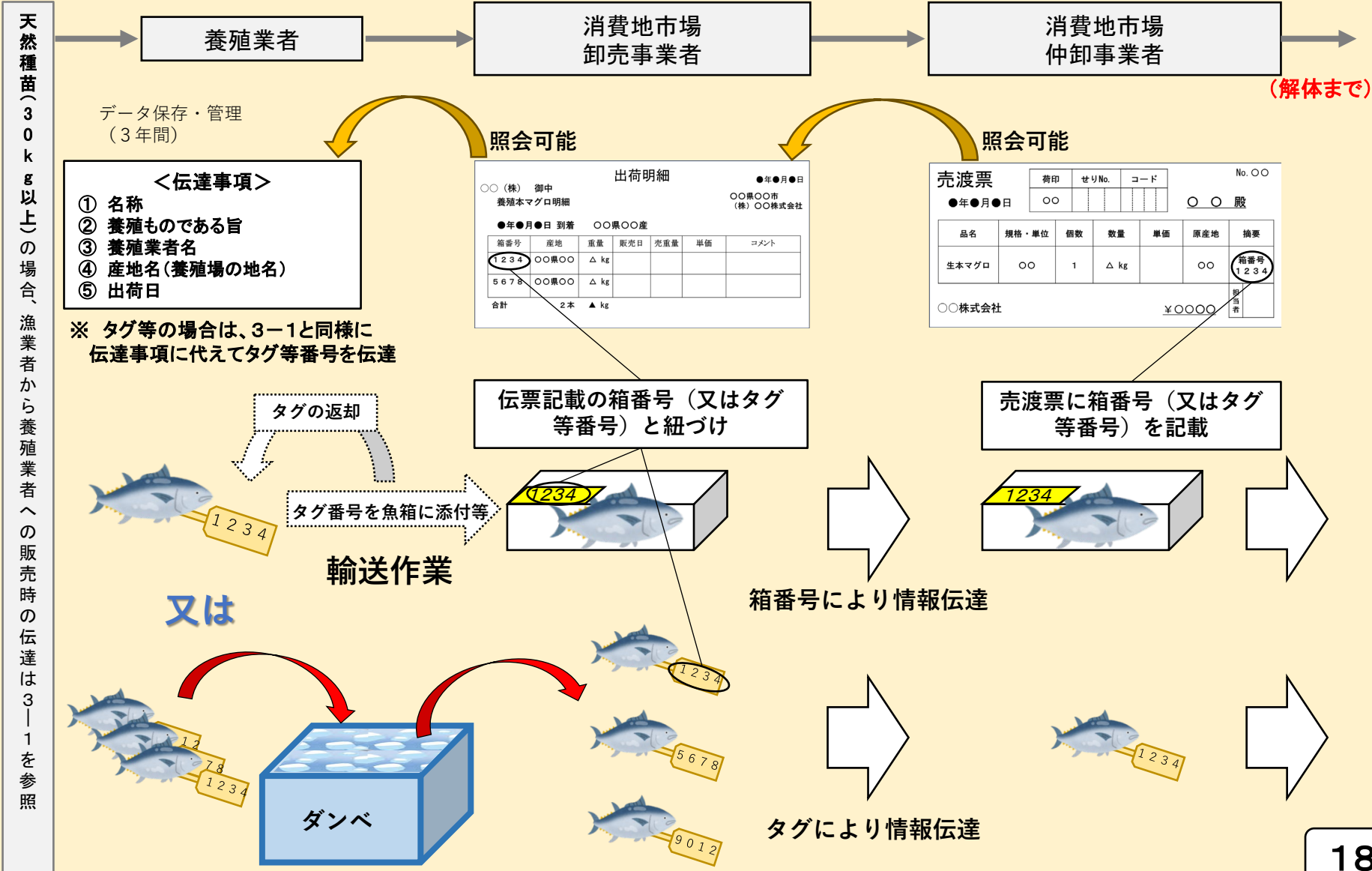
3-2. 養殖クロマグロの情報伝達等



3-2. 養殖業者以降の情報伝達

相対取引の場合

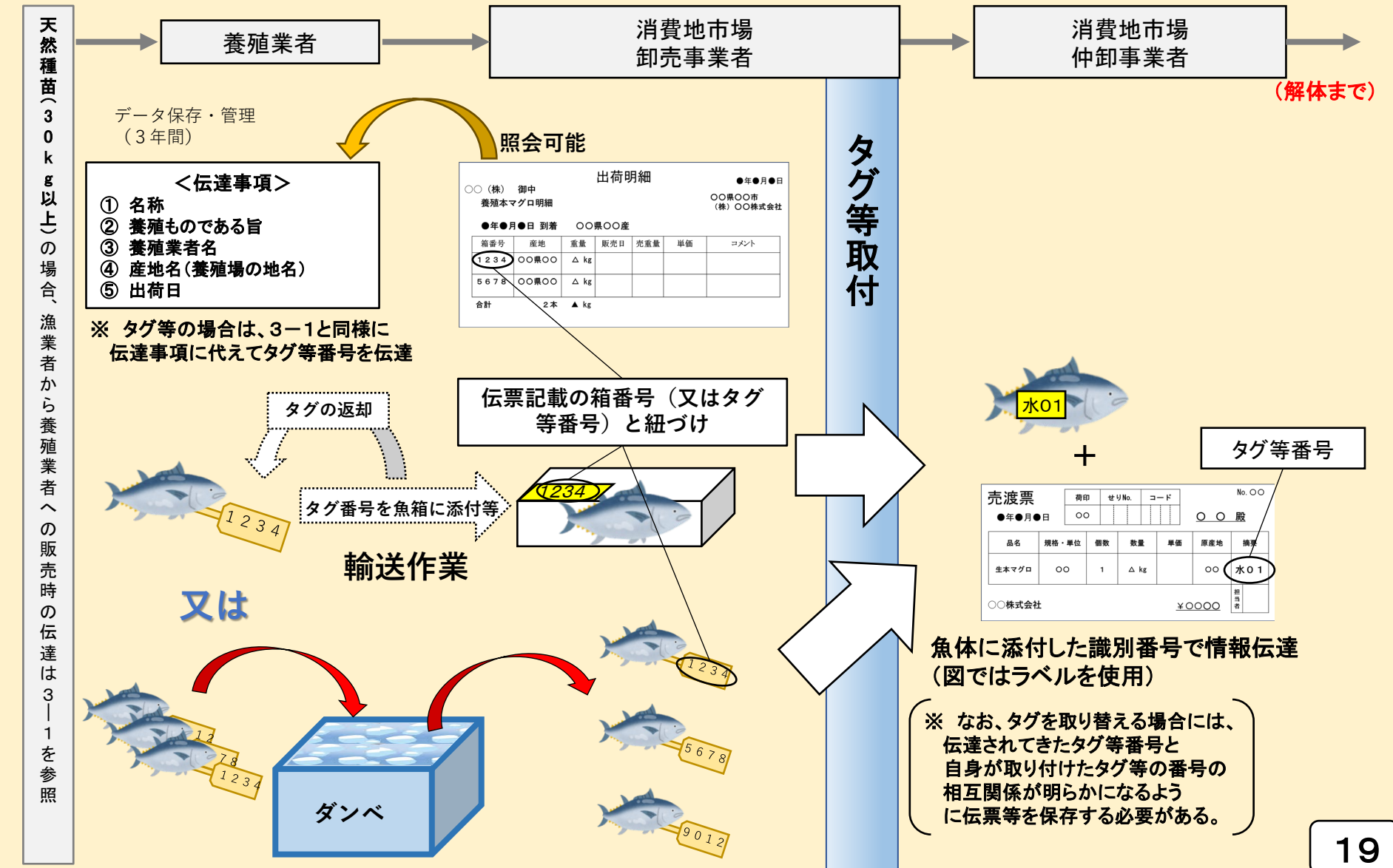
情報伝達のイメージ図



3-2. 養殖業者以降の情報伝達

セリ取引の場合

情報伝達のイメージ図



養殖クロマグロの取引記録の作成・保存事項

I. タグ等の場合

	養殖業者	養殖業者以降 ※1
天然種苗 (30kg以上)	① 名称 ② 養殖ものである旨 ③ 養殖業者名 ④ 産地名(養殖場の地名) ⑤ 池入れ日 ⑥ 販売重量 ⑦ 販売日(引渡日)＝出荷日 ※2 ⑧ 販売先(引渡先) ⑨ TAC報告の重量 ⑩ 箱番号又はタグ等番号 ※3	① 名称 ② 販売重量 ③ 販売日(引渡日) ※2 ④ 販売先(引渡先) ⑤ 箱番号又はタグ等番号 ※3
天然種苗 (30kg未満) 又は 人工種苗	① 名称 ② 養殖ものである旨 ③ 養殖業者名 ④ 産地名(養殖場の地名) ⑤ 販売重量 ⑥ 販売日(引渡日)＝出荷日 ※2 ⑦ 販売先(引渡先) ⑧ 箱番号又はタグ等番号 ※3	① 名称 ② 販売重量 ③ 販売日(引渡日) ※2 ④ 販売先(引渡先) ⑤ 箱番号又はタグ等番号 ※3

※1:譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要
※2:販売日は各事業者がクロマグロを販売した日、出荷日は養殖業者が出荷した日を指す。
※3:タグを取り替える場合には、伝達されてきたタグ等番号と自身が取り付けたタグ等の番号の相互関係が明らかになるように伝票等を保存する必要がある。

養殖クロマグロの取引記録の作成・保存事項

Ⅱ. 伝票の場合

	養殖業者	養殖業者以降 ※1
天然種苗 (30kg以上)	① 名称 ② 養殖ものである旨 ③ 養殖業者名 ④ 産地名(養殖場の地名) ⑤ 販売重量 ⑥ 販売日(引渡日)＝出荷日 ※2 ⑦ 販売先(引渡先) ⑧ 池入れ日 ⑨ TAC報告の重量	① 名称 ② 養殖ものである旨 ③ 養殖業者名 ④ 産地名(養殖場の地名) ⑤ (養殖業者の)出荷日 ⑥ 販売重量 ⑦ 販売日(引渡日) ※2 ⑧ 販売先(引渡先)
天然種苗 (30kg未満) 又は 人工種苗	① 名称 ② 養殖ものである旨 ③ 養殖業者名 ④ 産地名(養殖場の地名) ⑤ 販売重量 ⑥ 販売日(引渡日)＝出荷日 ※2 ⑦ 販売先(引渡先)	① 名称 ② 養殖ものである旨 ③ 養殖業者名 ④ 産地名(養殖場の地名) ⑤ (養殖業者の)出荷日 ⑥ 販売重量 ⑦ 販売日(引渡日) ※2 ⑧ 販売先(引渡先)

※1:譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

※2:販売日は各事業者がクロマグロを販売した日、出荷日は養殖業者が出荷した日を指す。

4 制度の詳細 (輸出関係)

4. 制度の詳細(輸出事業者編)

対応していただくこと(法律で規定していること)

水産流通適正化法

届出

☑ 太平洋クロマグロの大型魚
(30kg以上)でかつ、解体前のもの※1を輸出する場合の届出※2

ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で届出済みの場合は不要

※1 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象
※2 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者についても届出が必要

適法漁獲等証明書の交付申請等
及び取引等記録の保存

太平洋クロマグロの大型魚
(30kg以上)でかつ、解体前のもの※1の輸出に際して、

- ☑ 適法漁獲等証明書の交付申請
- ☑ 適法漁獲等証明書の添付
(通関時)
- ☑ 取引記録(仕入れ時)の作成・保存
(3年間)

4. 制度の詳細(輸出事業者編)【届出】

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のものを取り扱う取扱事業者(採捕事業者や養殖業者を除く)は、届出が必要です。ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で既に届出済みの場合は不要です。

1 届出事項

- (1)氏名又は名称、住所
- (2)事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地

2 添付書類

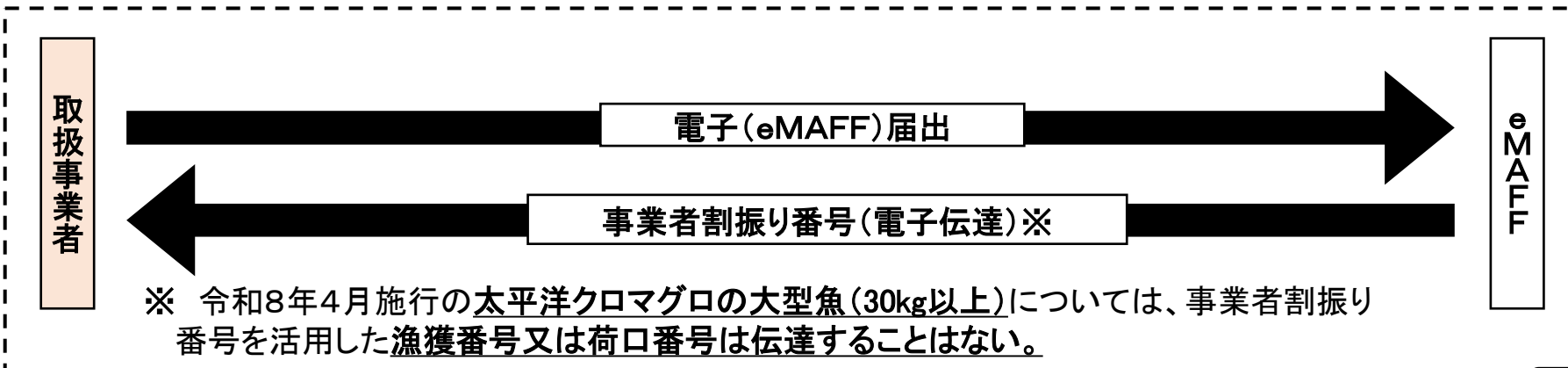
- (1)住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
- (2)代理人が届出を行う場合は、委任状等

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。



4. 制度の詳細(輸出事業者編)【適法漁獲等証明書申請・交付】

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のものを輸出する場合は、輸出ごとに適法漁獲等証明書の添付が必要です。

適法漁獲等証明書の申請については、ICCAT証明書と併せてワンストップ申請で対応する方向で調整中です(令和7年8月現在)。



一元的な輸出証明書発給システム

申請事項

1 申請事項

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所
- (2) 名称(太平洋クロマグロ)
- (3) 重量又は数量
- (4) 輸出の仕向地及び時期
- (5) 輸出事業者の氏名又は名称及び住所
- (6) 相手国の輸入事業者の氏名又は名称及び住所
- (7) インボイスの識別番号(該当ある場合)
- (8) 搭載予定地及び搭載予定の船舶名又は航空機名

2 添付書類

- (1) 天然ものについては、採捕事業者から輸出事業者までの全ての取引記録の写し、インボイス、P/L、B/L等の写し
- (2) 輸入・養殖ものについては、輸入事業者又は養殖業者から輸出事業者までの全ての取引記録の写し※、インボイス、P/L、B/L等の写し

※ なお、養殖業者が30kg以上の天然種苗を池入れした場合には、採捕事業者から仕入れた際に作成した取引記録の写しも必要

5 対応していただくことの 一覧表（ご参考）

(まとめ) 取扱事業者に係る義務について

	対象者	水産流通適正化法における義務	
		届出 (令和7年10月から開始)	伝達・保存等 (令和8年4月から開始)
特定第一種第二号水産動植物等取扱事業者	採捕事業者	不要	① 名称、船舶等の名称、個体の重量、陸揚げ日を伝達(販売先へ) ② 取引記録の作成・保存(3年間)
	養殖業者	不要	① 名称、養殖である旨、養殖業者名、産地名、出荷日を伝達(販売先へ) ② 取引記録の作成・保存(3年間)
	流通事業者 ・産地市場一次買受人 ・卸売事業者 ・仲卸事業者 ・水産加工事業者 ・輸入事業者 など	必要 ※1 (太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のものを販売する場合) ※2, 3	① 名称、船舶等の名称、個体の重量、陸揚げ日を伝達(販売先へ) ② 取引記録の作成・保存(3年間) ※ 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者は輸入ものや養殖ものである旨等を伝達し、取引記録を作成・保存することが必要
	輸出事業者	※1 ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(13cm以下)で届出済みの場合は不要 ※2 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象 ※3 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者についても届出が必要	① 適法漁獲等証明書の交付申請 ② 適法漁獲等証明書の添付(通関時) ③ 取引記録(仕入れ時)の作成・保存(3年間)

(まとめ) 天然クロマグロの情報伝達と取引記録の作成・保存事項

	情報伝達			取引記録の作成・保存 ※1		
	伝票	タグ等		伝票	タグ等	
		タグ等取付者	タグ等受取者		タグ等取付者	タグ等受取者
名称	○	－	－	○	○	○
漁船名等	○	－	－	○	○	－
産地重量 ※2	○	－	－	○	○	－
陸揚げ日	○	－	－	○	○	－
販売時重量 ※2	－	－	－	○	○	○
販売日(引渡日)	－	－	－	○	○	○
販売先(引渡先)	－	－	－	○	○	○
タグ等番号 ※3	－	○	○	－	○	○

※1:譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要
※2:消費地市場で計量した重量と産地重量が異なる場合は、備考欄等に産地重量を記載して伝達・保存
※3:タグを取り替える場合には、伝達されてきたタグ等番号と自身が取り付けたタグ等の番号の相互関係が明らかになるように伝票等を保存する必要がある。

(まとめ) 養殖クロマグロの情報伝達と取引記録の作成・保存事項

	情報伝達		取引記録の作成・保存					
	タグ等	伝票	養殖業者				養殖業者以降※1	
			タグ等		伝票		タグ等	伝票
			天然種苗 (30kg以上)	天然種苗 (30kg未満) 又は人工種苗	天然種苗 (30kg以上)	天然種苗 (30kg未満) 又は人工種苗		
名称	－	○	○	○	○	○	○	○
養殖ものである旨	－	○	○	○	○	○	－	○
養殖業者名	－	○	○	○	○	○	－	○
産地名(養殖場の地名)	－	○	○	○	○	○	－	○
出荷日 ※2	－	○	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4	－	○
池入れ日	－	－	○	－	○	－	－	－
販売重量	－	－	○	○	○	○	○	○
販売日(引渡日) ※2	－	－	○	○	○	○	○	○
販売先(引渡先)	－	－	○	○	○	○	○	○
TAC報告の重量	－	－	○	－	○	－	－	－
箱番号又はタグ等番号※3	○	－	○	○	－	－	○	－

※1: 譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

※2: 販売日は各事業者がクロマグロを販売した日、出荷日は養殖業者が出荷した日を指す

※3: タグを取り替える場合には、伝達されてきたタグ等番号と自身が取り付けたタグ等の番号の相互関係が明らかになるように伝票等を保存する必要

※4: 養殖業者の出荷日は販売日と同じ

27

6 制度の周知について (ご参考)

6. 制度の周知について

- 周知・普及啓発資料として、ポスター・リーフレット（漁業者、養殖業者、流通事業者等向け）やQ&Aを作成し、配布しております。

STOP!

違法クロマグロ!



令和8年4月からは、
太平洋クロマグロ（大型魚）について、
TAC報告における本数等の報告と記録の保存、
取引時における情報伝達と記録の保存が
義務付けられます。



詳しくは水産庁Webサイト
水産庁 水産流通適正化法



水産庁

太平洋クロマグロを取り扱う
流通事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが「水産流通適正化法」の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を取り扱う流通事業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

② 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日等について伝達を受け、販売先等へこれらの事項について伝達する必要があります。

③ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。

水産庁

太平洋クロマグロを採捕する
漁業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが「水産流通適正化法」の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を取り扱う漁業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 採捕した本数等のTAC報告

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、名称、本数、漁船名等、漁獲量（総量）、報告者の氏名等、管理区分、陸揚げ日、その他参考事項について、陸揚げから原則3日以内に報告する必要があります。

② TAC報告時の情報の記録の保存

TAC報告時における、名称、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日について、3年間保存する必要があります。

③ 取引時における、漁船名等の情報伝達

名称、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日（タグ等により伝達する場合は当該タグ等）について、販売先等へ伝達する必要があります。

④ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。

水産庁

太平洋クロマグロを取り扱う
輸出事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが「水産流通適正化法」の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）の輸出事業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ（30kg以上）の輸出事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

② 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日について伝達を受ける必要があります。

③ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。

④ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

輸出時に、適法漁獲等証明書を添付する必要があります。

水産庁

太平洋クロマグロを取り扱う
養殖業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが「水産流通適正化法」の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を取り扱う養殖業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取引時における、養殖業者名等の情報伝達

名称、養殖ものである旨、養殖業者名、産地名（養殖場の地名）、出荷日（タグ等により伝達する場合は当該タグ等）について、販売先等へ伝達する必要があります。

30kg以上の種苗を使用する場合には、種苗を採捕した漁業者から、漁船名等、種苗の重量、池入れ日について伝達を受ける必要があります。

② 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。

水産庁

太平洋クロマグロを取り扱う
小売・外食事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが「水産流通適正化法」の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（G G）、ドレス）を取り扱う小売・外食事業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日について、伝達を受ける必要があります。

② 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。

水産庁

28

(問い合わせ先)

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室

TEL:03－6744－2519

E-mail: suisan_hokaisei2024@maff.go.jp

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法

